

終りに本論文を草するに當り文學士伏見義夫氏の所説(註八)を參看した所が多い。記して感謝の意を表する。(一九二六・十一・二七)

註一 樺山次郎 生駒山脈生成論 地球 第六卷第二號 大正十五年八月一日

註二 南遊紀行卷之上「山城河内和泉紀伊大和すべて五州の内往來のみらずちを記す 元祿二年京より南方にゆかんとて二月十日東洞院の舍を出」

註三 古事記朝倉宮上卷 引田部赤猪子歌 久佐迦延能伊理 延能波知須波那婆知須微能佐加理毘登登母志岐呂加母

註四 萬葉集卷四 草香江之入江二求食蘇鶴乃痛多豆多頭思 友無二指天

註五 日本書紀卷第三 遡流而上徑至河内國草香邑青雲白肩之津(中略)却至草香津植盾而爲雄詭焉因改號其津曰盾津 今云蓼津訛也

註六 古事記白檮原宮上卷 故從其國上行之時經浪速之渡而泊青雲之白肩津此時登美能那賀須泥昆古興軍待向以戰爾取所入御船之楫而下立故號其地謂楫津於今者云日下之蓼津也

註七 古事記 朝倉宮上卷 初大后坐日下之時自日下之直越道幸行河内 萬葉集卷六 直超乃此徑爾師且抑照哉難波乃海跡名附家良思蒙

註八 伏見義夫 淀川の河道の變遷 歴史と地理 第十三卷 第一號 大正十三年一月 同氏 卒業論文(原稿)

日明貿易の發展につきて(上)

文學博士 三 浦 周 行

一 栢原氏の時代區分批判

足利時代に日明間の外交に託して行はれた貿易

の發展を叙するに當つて、私はこれを三期に區分するを例として居る。第一期は義滿の時代であつ

て應永八年に第一回の遣明船を出してから、同十一年に永樂條約が成立して其實施を見た期間である。第二期は義教義政の時代であつて、永享四年の外交復舊から、同六年に宣德條約が出來上つてそれに據ることとなり、寶徳三年の遣使に至る迄の期間である。第三期は同じく義政の時代ではあつたが、寛正六年から始めて天文十六年日明外交の終局を告げた迄の期間である。

從來足利幕府の對明貿易の時代別を試みた人に栢原昌三氏がある。氏は史學雜誌第二十五編及び同第二十六編に互つて「日明勘合貿易に於ける細川大内二氏の抗争」なる長編の研究を發表されたが、其中に永享六年から天文十六年迄を上期と下期との二大時期に別けて、永享六年から寶徳三年迄を上期とし、寛正六年から天文十六年迄を下期とされて居る。而して其重なる根據は、上期が寺院の經營に屬して居るところの貿易の隆盛時代

であつて、下期は細川大内二氏の擅領に屬した貿易衰退の時代であるといふ點にある。此時代別に足利幕府外交貿易の開始期たる義滿の時代の没却されて居るのは、足利時代の貿易史の時代別としては確かに一缺陷と謂はなければならぬが、假りに永享以後の時代別としても、これを二期に分けることに一致が出來ても其區分の根本理由については大に異議のあるを免れぬ。

氏の觀察では所謂上期の日明貿易は寺院の興隆の爲めに淨財を得るが其目的であつて、寺院の經營であるとの事であるが、それは果して根據のある見方であらうか。氏に従へば、永享四年に勘合貿易船の再興してから寶徳三年の航海に至る迄の勘合貿易船は、幕府の允許を以て、幕府と特殊の關係ある醍醐寺及び近畿の要港たる兵庫港の領主興福寺大乗院及び勘合貿易に歴史的勢力を有した天龍寺等の淨財を得るを名分として發遣されたも

のであつて、それと共に航海した幕府、細川、大内、山名、大友氏等の貿易船は、名分上類船として、本船たる寺院船に附屬したものであるが、寛正六年の渡航からは、専ら細川、大内二氏の抗争となつて、將軍は相國寺の寄進を宣言しても毫も其權威がなかつた。而かも其細川氏さへ時に廣隆寺寄進船といふ空名を稱へ大内氏も亦それに對して、東福寺寄進船との空名を標榜せなければならなかつたのである。

今此見方の當否を判定するには、永享寶徳間の日明貿易が氏の言ふが如く、幕府の歸依深き寺院經營の費を得る爲めであつたか如何かを考察せなければならぬ。永享四年の十三社寺の中には造營の資を得る目的であつたと書かれて居るものは一つも見當らぬ。只永享六年の社寺船を出したものの中に三寶院丈は滿濟自身當寺造營の爲めといつて居るから、其點は間違なからうけれども今一つ

の參加寺院としての大乗院には其事が見えて居らぬ。次に寶徳三年の造明船は社寺の數が是迄になく多かつたけれども、其造營の爲めと明記されて居るものは、只一つ、九州探題の四號船が聖福寺造營の爲めとある丈であつて、他は何等これに言及されて居るものがない。然らば何を以て是等の社寺が悉く造營費を得るの目的であつたと言ひ得られやう。もとより社寺船を出す目的は收益を目的とするにあつたこと自明の理であつて、必要があらば其建築費にも充てられた事ではあらうが、參加社寺のすべてが悉く造營資金を得るの目的であつたと認むべき根據は頗る薄弱である。思ふに氏が此くの如き斷定を下されたのは、曆應四年に天龍寺造營の經費を得るの目的を以て足利直義に依つて元へ渡航を命ぜられた天龍寺船が先入主となつたものであつて、永享以來の造明船も亦其天龍寺船の延長であると看做されたからであらう。

それには實際永享以後に於ても、寺院の造營費を得る目的で船を出したものの、二三のあつた事や、又寶徳三年の遣明船十艘の内で天龍寺が三艘迄も出して居る事も思合はされたであらう。併し乍ら曆應の天龍寺船は明にあつては、全く一般の私貿易として取扱はれたものであつて、我國でこそ幕府が特殊の保護を加へて居たけれども、それは國內問題に止つたから、將軍の名に於て行はれた應永八年以後の遣明船とは公私の別を始め、其本質上に多大の徑庭があつて、決して同一視すべきではなかつた。故に天龍寺船の名に捉れ前後を混同して應永以後の遣明船が曆應の天龍寺船の如く寺院の淨財を得るを名分としたと見るのは全く許すべからざる誤解である。氏は永享四年の遣明船の正使が天龍寺の僧道淵であつた事を以て天龍寺の歴史の勢力を回顧せざる能はずといはれて居るが然らば其次の永享六年の使が相國寺の中誓であつ

たことは何と解すべきであらうか。尤も其次の寶徳三年の遣明船には天龍寺の允澎が正使となり同じく貞都聞が綱司となり、又増都聞が天龍寺船なる三號船の居座となつて居たけれども、それは前にも説いた如く、天龍寺が三艘迄も船を出して居た關係上、寧ろ當然の事とせなければなるまい。而かも更に其次の寛正六年の遣明船に至ると、幕府は信濃から態法全寺の清啓を請じて一時建仁寺の禪居庵に住せしめた後、改めて正使に任命し、南禪寺の桂庵を以て其副使としたのである。斯く五山の禪宗から正使副使を選任したのは、元以來相互に使用するものに禪宗の僧侶を以てする彼我外交の慣例に依つたのと、又京都の五山と幕府との間に密接の關係があつたからの事で、斯く地方から抜擢した僧侶であつても正式の任命は一旦五山の何れかに住持させるを要したのである。これを以て觀ても、決して一天龍寺に偏した譯でなかつ

たことが知れやう。而して其選任について、永享四年の遣明船の場合には眞言の三寶院滿濟に委ねられ、三寶院も其參加者の隨一であつたが、天龍寺の如きは參加の有無さへ判つて居らぬ。旁當時の正使が天龍寺の僧であつたとしてもそれは偶然の事で、深き意味はなかつたらう。

次に寺院船(實は社寺船といはねばならぬが)の數からいつても永享四年は十三社寺の聯合出資で僅に船一艘を出したに過ぎぬ。これを大名船の一人にして一艘を出したり、又五人にして一艘を出したりしたものに比べるとお話にならぬ劣勢である。栢原氏は船隻の數に於て、大名船が寺院船の上にあつた事を認め乍ら、大名船は名分上、本船たる寺院船に附屬する類船であつたと主張されて居るがそれは何を根據としたものであらう。氏の名分論が既に成立たぬとすれば、此上論する迄もあるまいが、恐らく此觀察は寶徳三年の遣明船の

一號から三號迄が皆社寺のものであつて、四號以下に大名船のある事實を見て説を立てられたのであらう。然らば永享四年の遣明船の場合に於て公方船一艘の外に僅一艘の社寺の寄合船が本船であつて、他の大名船三艘は何れも皆類船であつたとする、本船一艘の不足は如何にすべきであるか現に大乘院の如きは明らかに四號船に加へられたとあるから、本船の外と看做さなければならぬではないか。これを要するに永享から寶徳迄を一期とすることは可能としても、其理由に至つては別に求むるところがなければなるまい。

二 時代區分の根據

足利幕府の對明外交は單なる收益の爲めに始められた一種の貿易であつて、明は海寇の取締を望む爲めに、經濟上多大の犠牲を拂つてこれに應じた。此事情は大體前後に依つて相違のあらう筈はないが、只第一期の應永年間と第二期の永享年

間との間には(第一)前者が永樂條約に依り、後者が宣德條約に依つた點に於て前後の時期を劃することが出来る。此前後の條約は十年に一貢の同一である丈で、前者が我正使以下の乗員を二百人として居たのを、後者が増して三百人とし、船隻の數も前者が二艘を限つて居るのを後者が同じく三艘とした點は其重もなる變革であつた。これは我要求に對して彼れの同意を表したものと認めらるるが、(第二)我れは更に應永外交の失態を矯正するの方針を以て外交儀禮についても變更を試み、輕微乍ら明使の接待についての修正に成功した事實がある。(第三)前者は所謂日本國王の方物若しくは附搭品の中に縦ひ事實上は商人若しくは大名の出資に係る貨物があつたとしても、それらは何れも表面義滿の遣明船の中に其貨物として積載されたものである。然るに後者に至つてはそれが更に具體化して將軍としては只一隻の公方船と稱す

るものを出すに止められ、大名及び社寺が單獨に若しくは聯合して船一艘若しくは數艘を出したのである。獨り船ばかりではなく、貨物に迄も及んだことは云ふ迄もあるまい。尤もそれらの船も明にあつては皆日本國王の船となり、又其貨物は國王の方物もしくは附搭品として取扱はれたとはいひ乍ら、我れにあつては確かに前者と其取扱を異にするものがあつた。而して寶德三年の遣明船に至つては、公方船は一艘になり、只社寺船と大名船とがある丈となつた。これとて明に行けば社寺船も大名船も皆均しく日本國王の船と看做されたのであるから、其點別に變つた事がないばかりか從來とても所謂公方船と稱するものでも、將軍の自費や幕府の經費のみを以て船舶及び貨物を調達したものでは決してなく、大體名義上のものであつた事は前後に依つて大差を見出さぬのである。それについて少しく説明を費さなければならぬ。

滿濟准后日記永享六年二月二十五日條に

兵庫事、可被仰付赤松播磨守歟、但猶可相尋管領之由被仰出、其子細ハ唐船糶米並公方様渡御煩以下事ハ爲洛中土藏約可致其沙汰之儀無子細云々、但諸土藏者共同不置代官於兵庫者、只今沙汰之儀、定後々無心元怖畏可相殘歟、然者尤不便ニ思食也、如何云々、

とあるのを栢原氏は解して唐船糶米とは是時兵庫港に碇泊した明使雷春等使節六艘の糶米であり、公方様渡御煩以下事とは明使の歸國を送つて渡航させらるゝ答禮船即ち幕府貿易船の費を洛中の土倉に課せんとするを言ふのであるといはれた。併し乍ら當時我遣明船の事を一般に唐船と稱して居つたのは幾多の例證を擧ぐる迄もない事であるが應永十年八月、我遣明船の兵庫に歸着した時義滿の行いて見た時の事を吉田家日次記(八月三日條)に「唐船着岸之間、爲御覽云々、伴唐船去年自日本被遣種々至寶於異朝、略中無程無爲之歸朝希有事

歟、」とあるは最も明白にこれを立證するものである。故に滿濟准后日記の場合の唐船も亦我遣明船を指したものであつて、其糶米とは兵庫を出で、明へ渡航する間の糧食の事と解せねばなるまい。それよりも奇怪なのは公方様渡御煩以下事云々の文に對して明に對する我答禮船の經費と看做す栢原氏の解釋である。所謂公方様は言ふ迄もなく將軍義教の事であつて、渡御の煩とは義教が何所かに行つて居る時の經費と解するの外なからう。而して前掲滿濟准后日記の前後の文を參照すれば、それが兵庫を指して居ること更に疑を容れぬ。遣明船を見物に兵庫に下向するのは義教ばかりでなく義滿の如きも我遣明船が海上恙なく歸朝して兵庫に着いた時は京都から熊々兵庫に向いて其船を見て居る。應永十年八月に我遣明船が明使の船と共に兵庫に安着した時には、義滿が其頃よく旅行に同伴した彼れの女の喝食を伴つて兵庫に赴いた。

それが先例となつて、其後も同じ場合には態々兵庫に出懸けて居る。應永十四年(七月)の如きは彼れは裏松重光等を帶同して行つた。これが彼れとしては最後の見物である。義教が義滿に倣つて明との外交を復舊した場合、遣明船の歸朝を兵庫へ

出で、迎へたのは亦一に義滿に倣つたものに外ならぬ。然らば滿濟准后日記の公方様渡御煩以下事云々の文は栢原氏の解された如く我遣明船の經費の事とは全然無關係であつて、全く將軍が我遣明船の歸着を迎へる爲めに京都から態々兵庫に赴くところの往復の旅費を京都の土倉に於て負擔することを意味したものである。文中洛中土藏約とある約は普通の役であつて、土倉役又倉役ともいつた土倉の營業税である。土倉は當時貴賤を問はずあらゆる社會階級の金融機關として調寶がられたものであるに、最も多くの収益を擧げたもので其營業者には富豪が多かつた。収入に渴した幕府

の財政當局者は如何にしてこれを見通さう。幕府は彼等に對して多額の課税をなして財源に充てた義滿の時に四季に課したものが、義教の時には増して一年十二回となつたといはれるのは即ち此倉役の事である。

單なる民間の金融機關たる京都の土倉に向つて斯る經費を課するのは不合理なるは言ふ迄もない事である。故にこれは名は土倉役ではあるけれども一般の營業税を以て目すべきものではない。然らば御用金の如きものであつたらうか。實際此時代の幕府は臨時多額の經費を要した場合に、諸大名と共に土倉に向つて御用金を課して居る。而かも此時代の名物たる徳政一揆は土倉に對する貸借契約を破棄する爲めに、群衆の暴動に依つて屢多大の損害を土倉に加へ、土倉營業の不振を來した結果は當然幕府の収入減となつたから、一揆蜂起の場合幕府の當路者が土倉を保護して彼等の蒙る

べき損害から免れさせやうと努力したのは、全く自家の財源擁護の用意に出でたものと見るべきである。従つて土倉としても常に幕府の御用を務めて、其歡心を結んで置くの利益を痛感しつゝあつた。土倉の組合は當時土倉一衆といはれ、彼等の

巨頭たる正實、定光、善住、定泉の如きは幕府の納錢方御倉即ち御倉奉行として將軍の財政上收支の事務を取扱つて居た。(陰涼軒日錄寛正四年八月十六日、同六年十二月卅日條)其間經費の立替杯も必ず行はれたであらう。私は朝鮮世宗王の二年(我應永二十七年)七月に日本から歸つて復命した日本國回禮使通事尹仁甫が「御所者、國人指其王也、國無府庫、只令富人支持」云々といつた富人を此種の土倉と解したい(李氏實錄)。されば將軍の經營たる日明貿易について、遣明船の糧食や將軍の京都兵庫間の往復の旅費を支辨したのは、言はば將軍の貿易の資本を負擔したものである。而か

も土倉の如き營利を目的とするものが屢次無償で斯る負擔に堪へ得たらうとは信せられぬ。殊に彼等土倉と兵庫との間に密接の關係が成立つて居つたに於てをや。

抑兵庫莊は何時の頃からか幕府の直轄地たる御料地となつて居た。(基恒日記寶徳元年四月二十六日條康富記同年四月二十九日條)御料所の租税の收支は御倉奉行としての土倉の管掌に歸した事言ふ迄もない。而して永享五年五月二十八日、幕府は兵庫關の領主たる東大寺に向つて兵庫島の修築を怠るを責めて、幕府の兵庫關升米及び置石稅寄附の目的の一たる顯密の御願は寺家に保留させるが島の修築事業は正實と定光とに命じたから、速に同關を此兩人に引渡せと命じて居る。(東大寺文書)兩人は言ふ迄もなく京都の土倉即ち倉方の領袖であつて、幕府の御倉なるものである。幕府は此兩人を東大寺の管領して居た兵庫南北兩關の中

北關の代官職として兵庫島の修築事業を擔當させたのである。これ義教の對明外交の復舊後第一回の遣明使船及び明の答聘使船が正に近く來舶すべく期待された時に當つて必要なる兵庫島の修築を東大寺に任せて置いては、工事の進捗が望まれないから、幕府の財政事務に關係して居つた兩人に命じて其事業に當らせたものであらう。

京都の土倉と兵庫及び遣明船との間に此くの如き密接の關係が成立して居つたことを思うと、滿濟准后日記に遣明船の糧食及び將軍の京都兵庫間往復の旅費を支辨することを京都の土倉が引受けしたのは決して偶然の出來事でなかつた事に思ひ當るであらう。同書には猶ほ其下文に但諸土倉の者共が其代官を兵庫に置かないと只今沙汰の議定めて將來心元なく怖畏相殘るべきであらうか最も不便に思食すが如何したものであらうとの義教の彼等に對する同情から諮詢のあつた事を載せて居る

今其文意を翫味するに、京都の土倉が將軍の命令に依つて遣明船の明に渡航する迄の糧食と將軍の兵庫往復の旅費とを支辨したのは、一種の貸借關係であつて、遣明船が歸朝後貿易の利益に依つて済さるべき筈であつたと思はれる。これを後に寶徳三年に幕府が出した遣明船の場合について考へるに當時は所謂公方船なるものは一艘もなく、天龍寺から一號と三號と九號との三艘を出したのであるが、日本國王の名に於て明帝に贈らるべき進物は寺家が悉くこれを支辨し、歸朝後明からの返物は皆公物として將軍の收入とするけれども、其他のものは悉く寺物とするとの約束であつた。(蔭涼軒日錄文明十九年五月十八日條) 寺家ですらさうであつたから、商人たる土倉の出資は、猶更酬いられなければならぬと見るが至當であらう。然るに若しも土倉が辨償を求めんとして居る遣明船の歸朝に際して兵庫に彼等の利益を代表する代官を

置かなかつたならば其貨物の保全上彼等が不安を感じ疑惑を残すは寧ろ當然であつたから將軍はそれを不愆に思つて適宜の處置を講ずるやう管領に諮詢したものと解するの外はないのである。此問題は其後如何に解決されたか、明確なる記録を缺いで居るか、當時兵庫に將軍直轄の倉庫のあつた事は事實であつて、永享四年の我遣明使道淵の不正行爲から其船等は一旦兵庫の藏に沒收した上將軍が追て何處かに寄附しやうといつて居た事が滿

濟准后日記(永享六年六月九日條)に見えて居る。此倉庫は我遣明船の齎らし歸つた貨物を陸揚して一旦こゝに置いたところであつたと見える。故に若し京都土倉の代表者を兵庫に置く事となつたとしたならば、此倉庫は當然其管理に歸したものと見るべきであらう。これを要するに、所謂公方船の設備は幕府の財政上特殊の地位を占めた京都の土倉なる豪商の出資に待つ事が多かつたらうと思はれる。(本項未完)